

生徒および保護者のみなさま

気象警報発令時や地震発生時の対応について

島根県立益田高等学校長

本校では、気象警報発令時や地震発生時において、原則として下記のように対応を定めています。気象条件の変化に対して事前情報により前日までにお伝えするよう努めますが、急な状況の変化には下記のように対応いたします。

なお、実際に本校で対応することが必要となりました際には、マチコミメールやお便り等を通じて保護者のみなさまやお子様に連絡させていただきますことをあらかじめご承知おきください。

記

- 1 午前6時の時点で、益田市に「特別警報」が発令されている。→「臨時休校」
- 2 (1)午前6時の時点で、学校所在地(益田市七尾町)に警戒レベル4(避難指示)または、警戒レベル5(緊急安全確保)が発令されている。
→「自宅待機等(登校しない)」
※ただし、午前6時～11時の間に避難情報が解除され、安全が確保された場合は登校する。午前11時の時点で引き続き発令されている場合は、「臨時休校」とする。
- (2)午前6時の時点で、自分の居住する市町に警戒レベル4(避難指示)または警戒レベル5(緊急安全確保)が発令されている場合
→「警戒レベルに応じた避難行動」
- (3)午前6時の時点で、以下に示す警報が重複して発令されている。
→「自宅待機等(登校しない)」
該当する警報・・・「大雨警報」「土砂災害警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」
(「波浪警報」「高潮警報」の警報は、該当しない)
※ただし、午前6時～11時の間に避難情報が解除され警報が一つ以下になり、安全が確保された場合は登校する。
午前11時の時点で引き続き発令されている場合は、「臨時休校」とする。

3 一定震度以上の地震の発生時

益田市において「震度5強」以上の地震が発生した場合

(1)17時から24時までに発生した場合は翌日を、24時から登校時まで発生した場合は当日を「臨時休校」とする。

(2)「登校中に地震が発生し、学校に登校した場合」「在校中に発生した場合」または「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は原則として以下のとおりとする。

・保護者が引き取りに来るまで、生徒は学校で待機する。

・保護者と連絡が取れ、かつ帰宅経路が確認できた生徒は下校する。

4 居住地域のみ警報状況や避難指示、通学路における交通遮断など不可抗力が理由によるものは、原則欠席とはいたしません。学校が通常どおりとする場合であっても、安全を最優先にご判断いただき、欠席される場合は必ず学校へ連絡をしてください。

5 上記1～3以外の自然災害等についても、安全を最優先にご判断いただき、欠席される場合は必ず学校へ連絡をしてください。

【担当】

教頭 藤原 弘 晃

学校電話番号 0856-22-0044